

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和3年度	次回見直し予定	令和7年度
条 例 名	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例				
条 例 番 号	平成26年神奈川県条例第52号	法規集	第4編第5章		
所 管 室 課	福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課				
条 例 の 概 要	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第1項の規定により、幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を都道府県の条例で定めなければならないとされており、本条例は必要な条例である。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例に基づく幼保連携型認定こども園の認可及び認可後の運営により、多様な教育・保育サービスの充実に効果を上げていることから、本条例は有効に機能している。			
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例に定める幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準における規制の程度は、必要最小限のものであり、効率的なものである。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例は、子どもたち一人ひとりが必要な保育や幼児教育を受けられるよう、保育所などにおける受入体制の充実や多様なニーズに合わせた保育サービスの提供の支援を掲げる「かながわランドデザイン」の基本構想に適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例は、主務省令である「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」に定める基準に従い、又は参酌した内容となっている。また、当該省令の改正に伴い、本条例も改正を行っているため、憲法、法令等に抵触しないものである。			
	その他				
見 直 し 結 果	1	改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。		
	2	改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。			
	3	改正を検討する。運用の改善等の必要はない。			
	4	改正及び運用の改善等を検討する。			
	5	廃止を検討する。			